

## 岡山商科大学における公的研究費等の不正使用防止計画

2015年3月26日 決定

学校法人吉備学園岡山商科大学では、平成19年2月15日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び平成26年8月26日付け文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、以下の取り不正使用防止計画を定めます。

### 1. 本学内の責任体制

#### (1) 最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、研究費の適正な運営・管理について最終責任を負います。

#### (2) 統括管理責任者：最高管理責任者が指名する者

最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持ち、業務を遂行します。

#### (3) コンプライアンス推進責任者：事務局長

本学における研究費の実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育を管理・監督します。

### 2. 不正使用防止計画

#### (1) 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
・人事異動などで役職者が異動になった場合に、公的研究費の適正な管理運営の重要性についての関心が薄れる恐れがある。	・公的研究費の説明会に統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が必ず出席するようにする。欠席の場合でも個別に説明を行う。

#### (2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
・研究機関の資金による研究費の使用にかかる慣例と公的研究費による使用ルールに差があるため、新たに公的研究費の採択を受けた研究者が誤った事務手続きを行う可能性がある。	・新たに採用された研究者には採用時に公的研究費の使用に関するルールを分かりやすく説明する。 ・公的研究費の説明会に新たに採択された研究者が必ず出席するようにする。
	・公的研究費を使用する際には、使用ルールの確認をする。 ・研究者が事務員に不明な点を気軽に相談でき

	る環境を構築する。
--	-----------

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費の使用ルールが厳しすぎるために研究費が使いにくくなり不正が発生する。</li> <li>・研究費執行にあたって、伺いに不明な点、前例のない内容がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者の意見を聞き、管理体制に対してルールが適切なものになっているか確認する。</li> <li>・特別な例については、全て認めないのではなく事情を考慮して、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に確認のもと、不正の発生に注意しながらルールを運用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルバイトを雇用した場合に、実際に勤務しているか実態がつかみにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤表を公的研究費の管理を行う部門に設置し、出勤及び退勤時間を確認するようにする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張願・届による旅費精算に係る書類の不足がおこりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張届・願の提出の際は、必ず旅程を提出してもらう。変更の際、どの日程が変更するのか、どの交通機関を利用しているのかを把握することができ、旅費の計算の際に過不足が判明し易くする。</li> </ul>

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費の執行状況について、年度後半に多くなる傾向がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な執行を行うよう研究費の残高情報を伝えるとともに、今後の執行計画について確認を行う。</li> <li>・科学研究費助成事業（基金分）の採択を受けている研究者には、無理なく使用をするようにすすめる。</li> </ul>

(5) 通報窓口及び情報伝達体制と相談窓口について

不正発生の要因	防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動などで通報窓口の担当者が異動になった場合に、通報窓口の重要性についての関心が薄れる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の説明会への参加を促すとともに、個別に説明を行う。</li> <li>・新たな担当者に引継を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・告発者が告発したことを知られることを恐れ、不正に気づいても通報してもらえない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告発者が保護されることをホームページなどで関連規程を公開し、周知する必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションの不足により、使用ルール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者が事務員に不明な点を気軽に相談でき</li> </ul>

が十分に理解されない。	る環境を構築する。
-------------	-----------

#### 6. モニタリング及び内部監査について

不正発生の要因	防止計画
・内部監査の負担が大きいため、内部監査の対象となった研究者から翌年度、免除して欲しいとの要望がある。	・不正の発生要因となるため、内部監査への協力に理解してもらえるよう十分な説明を行う。 ・事前に、監査の手続きについて説明を行う。

#### 7. 不正防止計画の見直しについて

(1) 内部監査及びモニタリングによって、不正発生要因が確認された場合は、内部監査担当者は岡山商科大学教職員倫理委員会へ不正防止計画の見直しを提案する。

(2) 不正防止計画は、岡山商科大学教職員倫理委員会において、優先的に取り組むべき事項を中心に見直しを行い、結果を最高管理責任者に報告するものとする。